

## 鹿児島大学における「独占禁止法教室」及び「経営と法@地元セミナー」の開催について

令和 8 年 4 月 1 5 日  
公正取引委員会事務総局  
九 州 事 務 所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

また、同日に、鹿児島地区の法曹志願者への支援やリカレント教育を含めた、地域貢献を軸とした法学教育研究の振興に取り組む鹿児島大学司法政策教育センターと連携して「<sup>トリテキホウ</sup>取適法（改正下請法）のポイント」を併せて開催することとしました。

### 記

#### 1 内 容

##### (1) 独占禁止法教室（別紙 1 参照）

- ア 日 時 令和 8 年 4 月 2 2 日（水） 1 6 時 1 0 分～1 7 時 4 0 分  
イ 場 所 鹿児島大学 郡元キャンパス  
(鹿児島市郡元 1-2 1-3 0)  
ウ 講 師 公正取引委員会事務総局九州事務所 総務管理官  
エ 対象者 鹿児島大学 法文学部生 2 5 0 名  
オ テーマ 「独占禁止法の役割と公正取引委員会の活動」

##### (2) 経営と法@地元セミナー（別紙 2 参照）

- ア 日 時 令和 8 年 4 月 2 2 日（水） 1 8 時 3 0 分～2 0 時 0 0 分  
イ 場 所 鹿児島大学 郡元キャンパス  
(鹿児島市郡元 1-2 1-3 0)  
ウ 講 師 公正取引委員会事務総局九州事務所 総務管理官  
エ テーマ <sup>トリテキホウ</sup>「取適法（改正下請法）のポイント」  
オ 申込方法 参加御希望の方は、別紙 2 の申込フォームからお申し込みください。

「独占禁止法教室」及び「経営と法@地元セミナー」に関する問い合わせ先  
公正取引委員会事務総局九州事務所総務課  
電話 0 9 2-4 3 1-2 3 2 9（直通）

## 2 取材について

いずれのイベントにおいても取材（カメラ撮影及び傍聴取材）が可能です。

御希望の場合には、令和8年4月21日（火）正午までに、前頁末尾の問い合わせ先に御連絡ください。

なお、学生への取材は本人了承の上で行っていただきますようお願いします。

# 独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

## ◆ 独占禁止法教室の授業内容

大学生向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などの一コマへ、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生が将来の進路において直面する独占禁止法とのかかわりについて講義し、学生からの質問にお答えします

- ※ 授業構成は、貴校の御要望をお伺いした上、決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、貴校の御都合に沿うよう、時期、内容等について調整・検討いたします。
- ※ 講師謝金は必要ありません。

## ◆ 独占禁止法教室の授業風景



## ◆ 独占禁止法教室の感想

- 公正取引委員会の活動、競争法について、具体的なイメージをもつことができました。（学生）
- 履修した独占禁止法をより深く理解することができました。（学生）
- 違反事例を交えながら、独占禁止法・下請法等について説明をいただいたことで、概要が分かり易かった。（教授）
- 独占禁止法が世の中の様々な経済活動にかかわっていることを知ることができ、社会人になる上での参考となりました。（学生）

## ◆ 独占禁止法教室の実績

年度	中学	高校	大学
令和5年度	九州 10回 全国 54回	九州 7回 全国 36回	九州 11回 全国 143回
令和6年度	九州 2回 全国 50回	九州 8回 全国 46回	九州 18回 全国 143回
令和7年度	九州 4回 全国 43回	九州 6回 全国 38回	九州 4回 全国 123回

### 【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局九州事務所

総務課 担当：森

TEL 092-431-2329

## 鹿児島大学法文学部附属司法政策教育研究センター 経営と法@地元セミナー

トリテキホウ

# 取適法(改正下請法)のポイント

これまでのいわゆる「下請法」は、法律の題名および内容が大きく変更され、「取適法」(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律)として、2026年1月1日より施行されています。

本法は、従来の下請法の内容から、規制の適用対象、義務、新たな禁止行為の追加等が盛り込まれています。これにより、中小受託事業者との業務委託取引におけるルールが見直されることになり、実務への影響も想定されます。当セミナーでは本法の執行機関である公正取引委員会の担当者をお招きし、直接その内容を説明していただきます。

日時

2026年  
**4月22日(水) 18:30～20:00**

場所

鹿児島大学郡元キャンパス 法文学部棟  
2号館3階 大会議室 ※ 車入構可

講師

公正取引委員会事務総局九州事務所  
総務管理官 大瀧 勇夫 氏

対象

弁護士、司法書士、社会保険労務士ほか、  
フリーランスを含む委託業務事業関係者等

申込  
方法

下記リンク先の申込フォームからお申込み下さい。  
URL: <https://forms.gle/TTKbSSzEmj22GtXK9>

申込締め切り: 2026年4月21日(火) 正午

参加費  
**無料**



主催 鹿児島大学法文学部附属司法政策教育センター

お問い合わせ

鹿児島大学法文学部附属司法政策教育研究センター

〒890-0065 鹿児島市郡元1丁目21番30号  
TEL : 099-285-7569/3905 FAX : 099-285-7600  
MAIL : [center\\_support@ls.kagoshima-u.ac.jp](mailto:center_support@ls.kagoshima-u.ac.jp)

